

資料編

目 次

資 料 編	1
1. 条例等関係	1
(1) 矢吹町防災会議条例	1
(2) 矢吹町災害対策本部条例	3
(3) 矢吹町消防団設置等に関する条例	4
(4) 矢吹町消防団組織規則	10
2. 協定等	14
(1) 災害時応援協定一覧	14
(2) 姉妹市町災害相互応援協定（三鷹市）	16
(3) 川南町・矢吹町災害時相互応援協定書	20
(4) 災害時相互応援に関する協定（豊田市）	22
(5) 災害時における相互応援に関する協定書（南会津郡）	24
3. 水位観測所及び雨量観測所	25
(1) 水位観測所	25
(2) 雨量観測所	25
4. 河川及び水防、土砂災害危険箇所	26
(1) 町内河川	26
(2) 土砂災害が発生するおそれがある箇所	27
(3) 急傾斜崩壊危険箇所	27
(4) 防災重点農業用ため池	28
5. 町指定緊急輸送道路	29
6. 矢吹町指定避難所等一覧	30
7. その他	32
(1) 主なる災害の発生状況	32
(2) 防災関係機関連絡先一覧	33
(3) 消防団の組織等	34
(4) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	36

1. 条例等関係

(1) 矢吹町防災会議条例

矢吹町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 20 日条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 号の規定に基づき、矢吹町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 矢吹町地域防災計画及び矢吹町水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てるものとし、その定数は 20 人以内とする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 副町長
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 矢吹消防署長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (10) 町を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が委嘱する者
 - (11) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認めて委嘱する者
- 6 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日条例第6号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月26日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年10月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 矢吹町災害対策本部条例

矢吹町災害対策本部条例
昭和 37 年 12 月 20 日条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき矢吹町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所班の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班をおくことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 26 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 矢吹町消防団設置等に関する条例

昭和41年3月15日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の規定に基き、矢吹町消防団の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 矢吹町の消防事務を処理するため消防団をおく。

(名称及び区域)

第3条 消防団は矢吹町消防団と称し、管轄は矢吹町の区域の全部とする。

(消防団員)

第4条 消防団に、消防団長、副団長、訓練長、分団長、副分団長、訓練副長、部長、班長及び団員（以下「消防団員」という。）をおく。

2 消防団員は、本町に居住する年令満18年以上の者でなければならない。

(消防団員の種類)

第4条の2 消防団員の種類は、次のとおりとする。

(1) 基本消防団員（以下「基本団員」という。） 次号に規定する団員以外の団員

(2) 機能別消防団員（以下「機能別団員」という。） 特定の任務に限って従事する団員

(定員)

第5条 消防団員の定員は350人とする。

(退職)

第6条 消防団員が退職しようとする場合は、あらかじめ任命権者の許可を受けなければならない。

(懲戒)

第7条 消防団員であつて、次の各号の一に該当する場合においては、任命権者はこれを懲戒することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 職務の内外を問わず、消防団員の体面を傷つける行為のあつたとき。

(3) その他職務規律に違背する行為のあつたとき。

(懲戒の種類)

第8条 前条の懲戒は、次の区別により行なう。

(1) 免職

(2) 停職

(3) 戒告

2 停職は1ヶ月以内の期間を定めて行なう。

(懲戒権者)

第9条 前3条の規定による消防団員の退職又は懲戒は町長の承認を得て消防団長が行ない、消防団長については、町長がこれを行なうものとする。

(服務規律)

第10条 消防団員は、消防団長の招集によって出動し、服務するものとする。

2 招集の命令を受けないときであっても、火災その他非常災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定された要領に従い直ちに出勤して服務しなければならない。

第11条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあつては町長に、消防団長以外の消防団員にあつては、消防団長に届出なければならない。ただし特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 消防団員は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認められる際は、警備に支障のある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒をしてはならない。

第13条 消防団員は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に火災の予防及び警火心の喚起に努め、事ある場合には身を挺してこれに当る心構えを持たなければならないこと。
- (2) 規律を厳守して上司の指揮命令のもとに、一致団結して事に当らなければならないこと。
- (3) 互に礼節を重じ信義を厚くし、常に言行を慎まなければならないこと。
- (4) 職務に関し金品の贈与又は饗応を受け、又はこれを請求する等のことをしてはならないこと。
- (5) 職務上知り得たことの機密を漏らしてはならないこと。
- (6) 消防団又は消防団員の名義をもって政治運動に関与し又は他人の訴訟若しくは、紛争に関与してはならないこと。
- (7) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならないこと。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理にあたり職務のほか使用してはならないこと。

(宣誓)

第14条 消防団員となつたものは、その任命後別表第1に掲げる宣誓書に署名しなければならない。

(報酬)

第15条 消防団員には、別表第2に掲げる報酬を支給する。

2 前項の報酬は当該年度末までの実績を基に翌年度5月末日までに支給する。

(手当)

第16条 基本消防団員が別に定めるところにより、運転員、機械員、ラッパ隊員又は特殊水防隊員を命ぜられたときは、次の手当を支給する。

- (1) 運転員手当 年額3,500円
- (2) 機械員手当 年額3,500円

(3) ラッパ隊員手当 年額5,500円

(4) 特殊水防隊員手当 年額5,500円

(費用弁償)

第17条 消防団の団員が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び旅費の支給方法は、職員等の旅費に関する条例（昭和41年矢吹町条例第9号）の適用を受ける職員の例による。ただし、職員等の旅費に関する条例第18条第2項の規定を準用するに当たっては、同項に定める職員以外の者とみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、消防団の団員が会議に出席し又は公務のため矢吹町の区域内を旅行したときの旅費額は、当該会議に出席した日又は旅行した日1日につき、500円とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月27日条例第7号）

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

2 矢吹町消防団員給与条例（昭和30年矢吹町条例第19号）は廃止する。

3 矢吹町消防団員任免服務条例（昭和33年矢吹町条例第1号）は廃止する。

附 則（昭和43年12月27日条例第33号抄）

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和44年3月18日条例第5号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月24日条例第11号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年12月24日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月29日条例第5号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月28日条例第13号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月28日条例第7号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月20日条例第9号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月22日条例第8号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月23日条例第11号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月12日条例第5号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月13日条例第8号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月19日条例第19号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年7月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月20日条例第9号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月23日条例第5号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月24日条例第5号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月20日条例第17号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月26日条例第6号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月22日条例第7号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月17日条例第11号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月21日条例第44号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日条例第5号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月26日条例第32号）

この条例は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成7年3月24日条例第6号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月18日条例第16号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月24日条例第37号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月22日条例第34号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月24日条例第9号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日条例第8号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月14日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月19日条例第35号）

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年12月18日条例第16号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日条例第7号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

宣誓書

わたくしは、日本国憲法及び法律を尊重し、法令、条例及び規則を遵守し、矢吹町民の奉仕者として、良心に従って忠実且つ公正に消防職務の遂行に当ることを固く誓います。

年 月 日

矢吹町消防団

氏 名印

別表第2（第15条関係）

団員区分	階級	報酬区分	報酬額	摘要	
基本消防団員	団長	年額	240,000		
	副団長	年額	160,000		
	訓練長	年額	160,000		
	分団長	年額	110,000		
	副分団長	年額	80,000		
	訓練副長	年額	80,000		
	部長	年額	61,000		
	班長	年額	46,000		
	団員	年額	36,500		
	上記の階級にある団員	出動		8,000	4時間以上8時間未満
		出動		4,000	2時間以上4時間未満
		出動		2,000	1時間以上2時間未満
		出動		1,000	1時間未満
出動			1,000	8時間以上1時間ごとに加算	
機能別消防団員	出動		1,000	待機又は訓練	
	年額		5,500		
	出動		2,000	災害出動	
	出動		1,000	訓練等	

(4) 矢吹町消防団組織規則

矢吹町消防団組織規則

昭和 48 年 4 月 5 日規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、矢吹町消防団の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 矢吹町消防団（以下「消防団」という。）の組織は、本団及び分団とし分団の名称及び区域は別表のとおりとする。

(運営)

第 3 条 消防団長は、消防団の事務を統轄し消防団員を指揮して法令条例及び規則に定める職務を遂行し、町長に対しその責を負うものとする。

2 副団長は、消防団長を補佐し消防団長に事故あるときはその職務を代理する。

3 消防団長及び副団長とともに事故あるときは、あらかじめ消防団長の定める順序に従い訓練長、分団長又は副分団長がその職務を代理する。

4 消防団長、副団長、訓練長、分団長、副分団長及び訓練副長の職にあるものの任期は 2 年とする。ただし、再任することは妨げない。

(消防団員の階級)

第 4 条 消防団員の階級は団長、副団長、訓練長、分団長、副分団長、訓練副長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団長の職にある者の階級は、団長とする。

3 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、副団長、訓練長、分団長、副分団長、訓練副長、部長、班長及び団員とする。

(水火災その他の災害出場)

第 5 条 消防車が火災現場に出場するときは、交通法規の定める速度に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第 6 条 出火出場又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車すること。

(2) 病院、学校の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。

(3) 消防団員及び消防関係職員以外の者は、消防車に乗車させないこと。

(4) 消防車は、一列縦隊で安全を保って走行すること。

(5) 前行消防車の追越信号のある場合の外は、走行中に追越さないこと。

第7条 消防団は、消防長又は消防署長の許可を得ないで町の区域外の水火災、その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は管轄区域内であると認められたにも拘らず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときはこの限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第8条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最高度に活用して、生命身体及び財産の救護に当り損害を最少限度にとどめて、水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

(遵守事項)

第9条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次の事項を遵守し又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動すること。(消防団長は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動すること。)
- (2) 消防作業は、真摯に行うこと。
- (3) 放水口数は、最大限度に使用し消火作業の効果を上げるとともに、火災の損害及び濡損を最少限度にとどめること。
- (4) 分団は、相互に連絡協調すること。

(現場保存)

第10条 水火災その他の災害現場において、死体を発見したときは消防長に報告するとともに、警察職員又は検屍員が到着するまでその現場保存をしなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第11条 放火の疑いのある場合は、責任者は次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに消防長又は、消防署長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場保存に努めること。
- (3) 事件は慎重に取扱うとともに、公表は差控えること。

(文書簿冊)

第12条 消防団には、次の文書簿冊を備え常にこれを整理しておかななければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 日誌
- (3) 設備機械台帳
- (4) 区域全図
- (5) 地理水利図
- (6) 消防計画
- (7) 給与品、貸与品台帳
- (8) 報酬及び費用弁償支払簿
- (9) その他必要な簿冊

(教養及び訓練)

第13条 消防団長は、消防団員の品位の向上及び実施に役立つ技能の練磨に努め、消防庁の定める準則(昭和27年12月29日国家公安委員会告示第15号)に従い定期的に訓練を行わな

ればならない。

(表彰)

第 14 条 町長は、消防団又は消防団員がその任務遂行にあたって功労特に抜群である場合はこれを表彰することができる。

2 前項の場合において、消防団員については消防団長が表彰を行うことができる。

(表彰の種類)

第 15 条 前条の表彰は次の 2 種とする。

(1) 賞詞

(2) 賞状

2 賞詞は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

(感謝状の授与)

第 16 条 町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

(1) 水火災の予防又は鎮圧

(2) 消防施設強化拡充についての協力

(3) 水火災現場における人命救助

(4) 火災その他の災害時における警戒防ぎよ及び救助に関し消防団に対してなした協力

(服制)

第 17 条 消防団員の服制については、消防庁の定める準則（昭和 25 年 2 月 4 日国家公安委員会告示第 1 号）による。

附 則

1 この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

2 矢吹町消防団規則（昭和 39 年矢吹町規則第 1 号）は廃止する。

附 則（昭和 56 年 3 月 31 日規則第 5 号）

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 10 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 14 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 3 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

1 分団の名称及び区域

名称	区域
第1分団	北町、滝八幡、本町、中町、舘沢、大町、大池、善郷内、小松、曙町、一本木、花咲、東郷、新町、大和久、北浦、赤沢、川原、井戸尻、堰の上、馬場、境町、本郷町、南町、田内、子ハ清水、東の内、田町の一部、八幡町の一部、丸の内の一部
第2分団	住吉、大畑、上の前、前久保、弥栄、西長峰、東長峰、文京町、鍋内、寺内、寺内東、寺内西、寺内南、平鉢、清林山、国神、中畑、五本松、中畑南、大久保、松房、根宿、松倉、清水塚、諏訪清水、上敷面、田町の一部、八幡町の一部
第3分団	中丸、牡丹平、天開、本城舘、白山、陳ヶ岡、三城目、東川原、中沖、奉行塚、谷中、沢尻、神田東、神田南、神田西、花の里、前田、諏訪の前、上宮崎、下宮崎、寺の前、堤、東堤、神の内、貝の久保、中野目西、中野目東、明新中、明新東、明新上、明新下、明新西、明新原、丸の内の一部

2 組織

職	団長	副団長	訓練長	分団長	副分団長	訓練副長	部長	班長	団員
定員	1人	2人	1人	3人	3人	3人	27人	45人	245人

2. 協定等

(1) 災害時応援協定一覧

内容	締結団体等名	協定等の名称	締結年月日	協定内容等
相互応援	白河市	消防相互応援協定	昭和 39 年 2 月 21 日	火災その他非常時における相互応援に関する協定
	玉川村	消防相互応援協定	昭和 43 年 8 月 12 日	火災水害その他非常時における相互応援協定
	鏡石町	消防相互応援協定	昭和 44 年 10 月 1 日	火災水害その他非常時における相互応援協定
	三鷹市	姉妹市町災害相互 応援協定	昭和 60 年 10 月 1 日	災害時における相互応援 に関する協定
	宮崎県川南町	川南町・矢吹町災 害時相互応援協定	平成 25 年 9 月 29 日	災害時における相互応援 に関する協定
	南会津 4 町村・西 白河郡 4 町村	災害時における相 互応援に関する協 定	平成 26 年 1 月 30 日	災害時における相互応援 に関する協定
	愛知県豊田市	災害時相互応援に 関する協定	平成 26 年 3 月 8 日	災害時における相互応援 に関する協定
物資等	NPO 法人コメリ災 害対策センター	災害時における物 資供給に関する協 定	平成 24 年 3 月 14 日	災害時における各種資 材、飲料水等の供給に関 する協定
	レンゴー株式会社 福島矢吹工場	災害時における物 資の供給に関する 協定	平成 24 年 7 月 1 日	災害時における段ボール 製品の供給に関する協定
	一般社団法人福島 県 LP ガス協会白河 支部	災害時における LP ガス等の供給協力 に関する協定	平成 26 年 2 月 3 日	災害時における LP ガス等 の優先供給に関する協定
	白河青果(株)、丸水 白河魚市場(株)	災害時における生 活物資の確保及び 供給に関する協定	平成 26 年 5 月 2 日	災害時における生鮮食料 品等の確保、供給に関す る協定
	株式会社ヨークベ ニマル	災害時における生 活物資等の供給協 力に関する協定書	平成 30 年 2 月 27 日	災害時における生活物資 等の供給に関する協定
	株式会社天乃屋	災害時における食 料品の供給協力に 関する協定	平成 30 年 5 月 25 日	災害時における食料品の 供給に関する協定
医療	社団法人 白河医 師会	災害・武力攻撃自 体等医療救護活動 に関する協定	平成 20 年 6 月 3 日	医療救護活動に関する協 定（白河医師会と西白河 市町村会による協定）
土木	国土交通省東北地 方整備局	災害時の情報交換 に関する協定	平成 23 年 2 月 18 日	災害時における各種情報 交換に関する協定

内容	締結団体等名	協定等の名称	締結年月日	協定内容等
	矢吹電友会（町内電気工事事業所）	災害時における応急対策業務の支援に関する協定	平成 21 年 7 月 27 日	災害時における建設機械、資材、労力の確保により早期復旧を図る協定
	矢吹町建設協力会	災害時における応急対策業務の支援に関する協定	平成 26 年 3 月 25 日	災害時における建設機械、資材、労力の確保により早期復旧を図る協定
電力供給	東北電力ネットワーク株式会社 白河電力センター	災害時における電力復旧のための拠点に関する協定書	平成 28 年 12 月 22 日	災害時に、大規模停電が発生した際、電力復旧応援隊の拠点施設を提供する協定
		災害時の協力に関する協定書	令和 2 年 11 月 19 日	災害時に、災害情報の共有及び町の電気設備の迅速かつ円滑な復旧を図る協定
郵便事業	日本郵便(株) 矢吹郵便局外	災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷発見時の対応に関する協定書	平成 29 年 2 月 1 日	災害時郵便取扱いに関する協定、平時の高齢者の見守り活動、道路損傷時の通報を含む包括協定
石油供給	福島県石油商業組合矢吹支部	災害時における燃料の供給に関する協定	平成 29 年 3 月 1 日	災害時に優先的緊急車両等に石油燃料を供給する協定
原子力災害広域避難	茨城県常陸太田市	原子力災害時における常陸太田市民の県外広域避難に関する協定	平成 29 年 9 月 21 日	原子力災害発生時に常陸太田市民が県外避難をする際の避難民受入に関する協定
通信設備	東日本電信電話株式会社 宮城事業部 福島支店	災害時用公衆電話（特設公衆電話）の事前設置・利用に関する覚書	平成 31 年 3 月 25 日	災害時における非常用電話の事前設置及び利用に関する協定
避難収容	医療法人あさひ会	災害発生時における福祉避難所としての設置運営に関する協定	令和 2 年 7 月 27 日	災害発生時における福祉避難所としての設置運営に関する協定
防災情報	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	令和 2 年 7 月 21 日	災害に関する情報を迅速に提供する協定
	福島テレビ株式会社	防災情報発信等に関する協定書	令和 3 年 9 月 1 日	災害前兆段階での防災情報及び、発災後の生活支援情報等について、迅速かつ正確に情報発信を行う協定

(2) 姉妹市町災害相互応援協定（三鷹市）

姉妹市町災害相互応援協定

（主旨）

第1条 三鷹市と矢吹町（以下「市町」という。）とは大規模な災害が発生した場合で、被災市町のみでは十分に応急措置が実施できないときにおいて、姉妹市町の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を結ぶ。

（連絡部局等）

第2条 市町は、大規模災害に備えるため、あらかじめ連絡担当部局を定めて、災害が発生したときは、すみやかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援要請）

第3条 市町は、大規模災害が発生し、応援を求めようとするときは、前条の連絡担当部局を通じて、役務の提供、救援物資の調達その他必要な措置を要請するものとし、要請を受けた市町は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 前条による応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 応援市町の職員に要する経費は、応援市町が支弁し、受応援市町は、別に定める基準による額を負担する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、救援物資の調達その他救援に要する経費は、受応援市町が負担する。

2 受応援市町が前項に規定する経費を負担するいとまがなく、かつ、受応援市町から要請があった場合には、応援市町は、当該経費を一時立替え支弁するものとする。

（実施細目の協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な細目事項は、別に定める。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、昭和60年10月1日から

1年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前に、双方から何らの申し出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

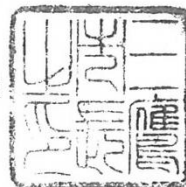
（協議）

第7条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、市町が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、市町記名押印の上、各1通を保有する。

昭和60年10月1日

三鷹市 代表者
市長 坂本 貞雄



矢吹町 代表者
町長 市島 政秋



姉妹市町災害相互応援協定に関する実
施細目

（連絡担当部局等）

第1条 三鷹市と矢吹町（以下「市町」という。）は、姉妹市町災害相互応援協定（以下「協定」という。）第2条に規定する連絡担当部局について、別表により担当部課名、担当責任者及び担当補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に通報する。

（応援要請等）

第2条 協定第3条に規定する応援要請の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救援活動に要する車両、機械の提供
- (2) 食料その他生活必需品の提供
- (3) 応急復旧に必要な資器材の提供
- (4) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に定めるもののほか、受応援市町が特に必要と認めて要請した事項

2 前項により応援を要請しようとする市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話等により要請し、事後において市町長名による文書を提出する。

- (1) 応援を要する応急措置の種類
- (2) 応援を要する職種別人員及び期間
- (3) 応援を要する食料及び生活必需品並びに車両及び資器材の品名及び数量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援に関し必要な事項

3 応援職員は、応援市町名を表示する腕章等の標識を着け、その身分を明らかにする。

4 受応援市町は、災害の状況に応じ、宿舍のあっ旋その他の便宜を供与する。

（応援職員に要する経費の負担）

第3条 協定第4条第1項第1号の規定により受応援市町が

負担する経費の算定基準は、応援市町の旅費に関する規程による当該応援職員の旅費相当額の範囲とする。

- 2 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市町の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、受応援市町の負担とする。
- 3 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務に従事中に生じたものについては、受応援市町が、受応援市町への往復途中に生じたものは応援市町が、その賠償の責に任じる。
- 4 前3項に定めるもののほか、応援経費については、市町が協議して決定する。

（救援物資等の経費の支払方法）

第4条 協定第4条第2項に規定する救援に要する経費を応援市町が一時立替え支弁した場合は、次の各号に定めるところにより算出した額について、応援市町が受応援市町に請求する。

- (1) 備蓄物資及び臨時調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (2) 車両等については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費
 - (3) 機械、器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費
- 2 前項に定める請求は、応援市町の市町長名による請求書（関係書類付添）により、連絡担当部局を経て受応援市町に請求する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、救援物資等の経費の支払方法については、市町が協議して決定する。

(3) 川南町・矢吹町災害時相互応援協定書

川南町・矢吹町災害時相互応援協定書

宮崎県川南町 と 福島県矢吹町（以下「協定町」という。）は、いずれかの町域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、災害を受けた町（以下「被災町」という。）が単独では十分な応急対策を実施できない場合に、被災町の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう協定町が相互に応援し、かつ協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（連絡体制）

第1条 協定町は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救援及び救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
- (3) 応援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 救援及び応急措置に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん
- (6) 被災した児童及び生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) ホームページの代理掲載など災害時の情報発信協力
- (9) 前各号に掲げるもののほか特に必要と認められる事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災町は、次の事項を明らかにし、第1条に定める連絡窓口を通じ、口頭、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災町は必要事項を記載した文書を後日、速やかに応援した協定町（以下「応援町」という。）に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

- 第4条 応援を要請された町は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、可能な限りこれに応じ応援活動に努めるものとする。
- 2 応援町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災町との連絡がとれない場合には、自主的判断により緊急応援活動を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した応援町は、応援内容等を被災町に速やかに連絡するとともに、災害に係る情報を収集し、被災町に提供するものとする。

(応援経費の負担)

- 第5条 応援に要した経費は、原則として被災町の負担とする。ただし、第4条第2項の規定による応援に要した経費の負担は別途協議して定める。
- 2 被災町が負担すべき経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災町から要請があった場合は、応援町が一時繰替支弁するものとする。

(その他)

- 第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定町が協議して定めるものとする。

附 則

(実施期日)

この協定は、協定を締結した日から効力を発する。

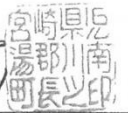
この協定を証するため本協定書2通を作成し、署名押印のうえ、各1通を保管する。

平成25年9月29日



宮崎県 川南町

川南町長

日高 昭彦 



福島県 矢吹町

矢吹町長

野崎 吉郎

(4) 災害時相互応援に関する協定（豊田市）

災害時相互応援に関する協定

豊田市と矢吹町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、協定市町において災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第7条第1項に定める連絡担当当局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、被災市町の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は原則として被災市町の負担とする。

- 2 前項の規定により難しい場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかけ、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

- 2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が

被災市町への往復途中に生じたものを除き、被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第7条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

2 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備並びに平時からの交流促進に努める。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月8日

愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市

代表者 豊田市長

太田 稔彦



福島県西白河郡矢吹町一本木101番地
矢吹町

代表者 矢吹町長

野崎 吉郎



(5) 災害時における相互応援に関する協定書（南会津郡）

災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 西白河郡（西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町）並びに南会津郡（下郷町、檜枝岐村、只見町及び南会津町）は、いづれかの町村において地震、風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した町村の要請に応え応援することにより、被災した町村の災害対応を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 両郡の町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡する。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資の提供及びあわせん
- (2) 車両等の貸与並びに応急対策用資機材の提供及びあわせん
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあわせん
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の手遣
- (5) ボランティアの派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるもののうち必要な品名、数量等
- (3) 応援場所及び当該場所への経路
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として応援を受けが側が負担するものとし、これにより難しいときは、相互の町村が協議して定めるものとする。

(資料及び情報の交換)

第6条 両郡の町村は、この協定による応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度両郡の町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、署名の上、各1通を保有する。

平成26年1月30日

福島県西白河郡 西郷村長 佐藤正博
" 泉崎村長 久保正次
" 中島村長 加藤 幸一
" 矢吹町長 野崎 吉郎

福島県南会津郡 下郷町長 屋 學
" 檜枝岐村長 梶 祥久
" 只見町長 日 志
" 南会津町長 大 宗志

3. 水位観測所及び雨量観測所

(1) 水位観測所

河川名	量水標の 名称	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	管理者名 ・観測員	自記普 通の別
阿武隈川 (その1)	玉城橋 水位	3.60m	4.80m	5.20m	6.10m	福島河川 国道事務 所	テレメーター
阿武隈川 (その2)	滑津雨量 水位	2.20m	2.80m	3.00m	3.50m	県南建設 事務所	テレメーター
隈戸川	大信雨量 水位	2.20m	2.90m	—m	—m	県南建設 事務所	テレメーター

(2) 雨量観測所

観測所名	所在地	雨量計 の別	管理機関	観測員名	関係する 代表的河川
福島県 農業短期大学校	矢吹町一本木 446	テレメーター	福島県	福島県 農業短期大学校	阿由里川

4. 河川及び水防、土砂災害危険箇所

(1) 町内河川

河川名	延長 (m)	平均幅員 (m)	面積 (h a)
阿武隈川	6,800	50	32.60
隈戸川	4,950	58	27.60
泉川	6,800	50	33.80
阿由里川	6,500	5	5.85
			99.85

(2) 土砂災害が発生するおそれがある箇所

番号	箇所名	指定	世帯数	備考
1	三城目	急傾斜地崩壊危険箇所・土砂災害警戒区域	8	自然
2	天開	急傾斜地崩壊危険箇所・土砂災害警戒区域	5	自然
3	天開1号	土砂災害警戒区域	3	自然
4	平鉢1号	急傾斜地崩壊危険箇所・土砂災害警戒区域	4	自然
5	平鉢2号	急傾斜地崩壊危険箇所・土砂災害警戒区域	10	自然
6	明新下	急傾斜地崩壊危険箇所・土砂災害警戒区域	5	自然
7	館沢1号	急傾斜地崩壊危険箇所・土砂災害警戒区域	5	人工
8	館沢2号	急傾斜地崩壊危険箇所	1	人工
9	陣ヶ岡	急傾斜地崩壊危険箇所	2	自然
10	明新上	急傾斜地崩壊危険箇所	0	自然
11	明新下1号	急傾斜地崩壊危険箇所	2	自然
計	11箇所		45	

(3) 急傾斜崩壊危険箇所

番号	箇所名	世帯数	備考
1	三城目	8	自然
2	天開	5	自然
3	平鉢1号	4	自然
4	平鉢2号	10	自然
5	明新下	5	自然
6	館沢1号	5	人工
7	館沢2号	1	人工
8	陣ヶ岡	2	自然
9	明新上	0	自然
10	明新下1号	2	自然
計	10箇所	45	

(4) 防災重点農業用ため池

番号	ため池名称	所在地	総貯水量	備考
1	赤池	神田西 192	42.0 千 m^3	
2	新池 (明新下)	明新下 53	8.0 千 m^3	
3	大池 (明新下)	明新下 68	18.0 千 m^3	
4	松葉池	明新中 95	12.0 千 m^3	
5	荒池 (白山)	白山 152	31.5 千 m^3	
6	大池 (矢吹)	大池 42	118.0 千 m^3	
7	大池 (南町)	南町 340	8.0 千 m^3	
8	入の沢池	田内 335	5.0 千 m^3	
9	釜池	西長峰 483	43.0 千 m^3	
10	三ツ池	奉行塚 115	4.0 千 m^3	
11	教池	根宿 325	4.5 千 m^3	
12	牡丹池 (大久保)	大久保 46	31.5 千 m^3	
13	松房池	松房 41	34.0 千 m^3	
14	銅矢場池	中畑南 252	12.7 千 m^3	

5. 町指定緊急輸送道路

種別		路線名	区間
一級町道	1	新町・五本松線	全線
	2	北町・新町線	全線
	3	舘沢・田内線	全線
	4	田町・大池線	全線
	5	松倉・大池線	全線
	6	三城目・牡丹平線	全線
	7	北町・善郷内線	全線
	8	松倉線	全線
二級町道	9	一本木・善郷内線	全線
	10	新町・弥栄線	全線
	11	根宿線	全線
	12	中畑・上敷面線	全線
	13	鍋内・平鉢線	全線
	14	沢尻・中野目線	全線
	15	神田西線	全線
	16	田内子ハ清水線	全線
	17	牡丹平上宮崎線	全線
	18	明新陣ヶ岡線	全線
	19	大畑貝の久保線	全線
一般町道	20	一本木 29 号線	全線
	21	曙町 14 号線	全線
	22	善郷内 6 号線	全線
	23	本町 8 号線	全線
	24	本町 3 号線	全線
	25	一本木 15 号線	全線
	26	中畑 14 号線	全線
	27	中畑 2 号線	全線
	28	本町 2 号線	全線
	29	大池 5 号線	全線
	30	中畑 8 号線	全線
	31	松倉 6 号線	全線
	32	文京町 12 号線	全線

6. 矢吹町指定避難所等一覧

町が指定する避難所（場所）は次の4つに分類されます。

- (1) 指定緊急避難場所…災害時に緊急的に避難をする場所。
- (2) 指定避難所…災害時に一時的に避難、滞在をするための施設。
- (3) 福祉避難所…指定避難所のうち高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮が必要な者を一時的に避難、滞在させるための施設。
- (4) 準避難所…災害時に各地域に指定した一時的に避難をするための施設。

No.	名称	位置	指定緊急 避難場所	指定 避難所	福祉 避難所	準 避難所
1	矢吹小学校	中町 100 番地	○	○		
2	善郷小学校	小松 384 番地 2	○	○		
3	中畑小学校	中畑 329 番地	○	○		
4	三神小学校	神田西 130 番地 2	○	○		
5	矢吹中学校	文京町 118 番地	○	○		
6	光南高等学校	田町 532 番地		○		
7	中畑公民館 (農村環境改善センター)	中畑 127 番地 1	○	○		
8	三神公民館	神田西 130 番地 3	○	○		
9	保健福祉センター	一本木 100 番地 1		○* ¹	○	
10	福祉会館	八幡町 476 番地 1		○		
11	農業短期大学校	一本木 446 番地		○		
12	平鉢集会所	平鉢 391 番地	○			
13	明新多目的集会所	明新中 10 番地 1	○			
14	第 1 区自治会館	中町 163 番地		○* ¹	○	
15	大町集会所	大町 241 番地 1				○
16	第二区東自治会館	善郷内 246 番地				○
17	滝八幡地区集会所	滝八幡 105 番地 14				○
18	二区コミュニティーセンタ ー	北町 180 番地 1				○
19	大池集会所	善郷内 17 番地				○
20	新町集会所	新町 43 番地				○
21	田町集会所	田町 191 番地 9				○
22	井戸尻集会所	井戸尻 489 番地 4				○
23	高齢者若者センター	大和内 192 番地 2				○
24	五区集会所	小松 450 番地 2				○
25	六区集会センター	東郷 319 番地 3				○

6. 矢吹町指定避難所等一覧

No.	名称	位置	指定緊急 避難場所	指定 避難所	福祉 避難所	準 避難所
26	柿之内集落農事集会所	本郷町 906 番地 1				○
27	田内集落農事集会所	田内 435 番地				○
28	根宿集落農事集会所	根宿 674 番地 1				○
29	原宿多目的集会所	中畑 808 番地				○
30	大畑多目的集会所	住吉 102 番地				○
31	寺内地域農業推進拠点施設	寺内西 195 番地 1				○
32	鍋内多目的集会所	鍋内 155 番地 2				○
33	松倉転作定着化総合研修施設	松倉 222 番地				○
34	長峰多目的集会所	東長峰 308 番地 1				○
35	弥栄集会所	大久保 102 番地				○
36	大久保集会所	大久保 404 番地 8				○
37	文京地区集会所	文京町 133 番地 56				○
38	三城目集落センター	東川原 358 番地				○
39	西原集会所	牡丹平 302 番地 3				○
40	南沢多目的集会所	沢尻 35 番地 1				○
41	須乗本田水田営農活性化 対策推進研修施設	前田 415 番地				○
42	須乗新田多目的集会所	上宮崎 80 番地				○
43	神田多目的集会所	神田東 304 番地 1				○
44	堤集会所	堤 130 番地 1				○
45	中野目集会所	中野目西 177 番地				○
46	大池公園	大池 9 番地外	○			
47	小松公園	小松 367 番地 1	○			
48	小池公園	善郷内 230 番地 4	○			
49	ひまわり公園	北町 186 番地 2	○			
50	大林公園	中町 39 番地 1 外	○			
51	新町公園	新町 284 番地	○			
52	医療法人あさひ会 南東北わたなベクリニック	文京町 226 番地			○	

(注) 災害の状況により上記の避難所等のほか必要に応じ公共施設を避難所に指定するものとし、災害の種類により最も安全な場所に避難を命ずるものとする。

*1 については、原則的に災害発生時「要配慮者」を優先的に避難させる福祉避難所として運用する。

7. その他

(1) 主なる災害の発生状況

発生年月日	災害の発生状況及び被害
昭和 61 年 8 月 5 日	阿武隈川、隈戸川豪雨災害 浸水被害
平成 4 年 4 月 29 日	大規模火災 寺内 680 住宅 5 棟全焼 焼失面積 615 m ² 損害額 15,080 千円 原因不明
平成 10 年 8 月 27 日	阿武隈川、隈戸川豪雨災害 浸水被害
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） 午後 2 時 46 分 三陸沖を震源とした M=9.0 地震発生 矢吹町では、震度 6 弱を観測し大きな被害が発生した。 住家等被害 住 家 全壊 294 棟、大規模半壊 242 棟、 半壊 1,344 棟、一部損壊 1,723 棟 住家以外 全壊 269 棟、大規模半壊 612 棟、 半壊 371 棟、一部損壊 429 棟 また、道路、水道、下水道等のライフラインにも大きな被害が発生した。
令和元年 10 月 12 日	令和元年東日本台風（台風 19 号） 矢吹町では記録的な大雨となり、阿武隈川・泉川が決壊、隈戸川が越水し、大きな被害が発生した。 住家等被害 住 家 大規模半壊 8 棟、半壊 4 棟、一部損壊 14 棟 住家以外 全壊 11 棟、大規模半壊 12 棟、 半壊 9 棟、一部損壊 7 棟
令和 3 年 2 月 13 日	福島県沖地震 午後 11 時 8 分 福島県沖を震源とした M=7.3 地震発生 矢吹町では、震度 5 強を観測し大きな被害が発生した。 住家被害 全壊 1 棟、中規模半壊 14 棟、半壊 18 棟、準半壊 175 棟、 一部損壊 508 棟
令和 4 年 3 月 16 日	福島県沖地震 午後 11 時 36 分 福島県沖を震源とした M=7.4 地震発生 矢吹町では、震度 5 強を観測し大きな被害が発生した。 住家被害 半壊 2 棟、準半壊 36 棟、一部損壊 319 棟

(2) 防災関係機関連絡先一覧

通報先	電話番号	備考
福島県庁	024-521-7194	災害対策課
	024-521-7483	河川整備課
国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所	024-946-0333	
国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所	024-539-6133	防災課
福島地方気象台	024-534-2162	
福島県県南地方振興局	0248-23-1518	県民環境部県民生活課
福島県県南建設事務所	0248-23-1625	
福島県県南農林事務所	0248-23-1577	企画部
福島県県南保健福祉事務所	0248-22-5441	
白河警察署	0248-23-0110	
東北電力ネットワーク(株) 白河電力センター	0248-37-6007	
矢吹町商工会	024-842-4176	
矢吹町社会福祉協議会	024-844-5210	
東西しらかわ農業協同組合 西部営農センター	024-842-4142	
夢みなみ農業協同組合 三神支店	024-845-2111	
東日本電信電話(株) 郡山営業支店	024-924-6601	
白河地方広域市町村圏消防本部	024-822-2155	
矢吹消防署	024-842-3762	
矢吹交番	024-842-2212	
矢吹郵便局	024-842-4080	
中畑郵便局	024-843-2250	
三神郵便局	024-845-2050	
陸上自衛隊郡山駐屯地 東北方面特科連隊第1大隊	024-951-0255	
福島民報白河支社	024-823-2316	
福島民友白河支社	024-822-1060	

(3) 消防団の組織等

①分団数 3分団

②部 数 27部

③階級別団員定数（定数350人）

団 長	副団長 訓練長	分団長	副分団長 訓練副長	部長	班長	団員	計
1	3	3	6	27	45	265	350

④消防無線番号

ア 本団幹部

階級	無線番号
団 長	1
副団長	2
〃	3
訓練長	4
第1分団長	5
第2分団長	6
第3分団長	7
第1分団副分団長	8
第2分団副分団長	9
第3分団副分団長	10
第1分団訓練副長	11
第2分団訓練副長	12
第3分団訓練副長	13

イ 消防車両

部 名	無線番号
第1分団第1部	31
第1分団第2部	32
第1分団第3部	33
第1分団第4部	34
第1分団第5部	35
第1分団第6部	36
第1分団第7部	37
第1分団第8部	38
第2分団第1部	39
第2分団第2部	40

部 名	無線番号
第2分団第3部	4 1
第2分団第4部	4 2
第2分団第5部	4 3
第2分団第6部	4 4
第2分団第7部	4 5
第2分団第8部	4 6
第2分団第9部	4 7
第2分団第10部	4 8
第3分団第1部	4 9
第3分団第2部	5 0
第3分団第3部	5 1
第3分団第4部	5 2
第3分団第5部	5 3
第3分団第6部	5 4
第3分団第7部	5 5
第3分団第8部	5 6
第3分団第9部	5 7

(4) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(令和4年9月現在)

救助の種類	対象	費用の範囲・限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(1) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費 (2) 消耗器材費 (3) 建物の使用謝金 (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費 (5) 光熱水費 (6) 仮設便所等の設置費 1人 1日当たり 330円以内 ただし、高齢者等であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な避難所を設置した地域における通常の実費を加算することができる。	1. 災害発生の日から7日以内 2. 法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間	1. 学校、公民館等の既存の建物を充てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合には、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 2. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者	【建設型応急住宅】 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 1戸当たり6,285,000円以内 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。	1. 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。 2. 供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による期間内	1. 原則として、公有地を利用する。ただし、困難な場合は、民有地を利用することができる。 2. 1戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 3. おおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 4. 福祉仮設住宅を設置することができる。
		【賃貸型応急住宅】 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの 地域の実情に応じた額	1. 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供しなければならない。 2. 供与できる期間は、上記に準じる。	1戸当たりの規模は、上記に準ずる。

(4) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対象	費用の範囲・限度額				期間	備考		
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に避難している者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	主食費、副食費、燃料費等 1人 1日当たり 1,180円以内				災害発生の日から7日以内	食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物による。		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	(1) 水の購実入費 (2) 給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費 当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	(1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。				災害発生の日から10日以内	現物給付をもって行う。		
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊・全焼・流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半壊・半焼・床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
冬	9,900		12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	(1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護 【救護班】 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 【病院又は診療所】 国民健康保険診療報酬の額以内 【施術者】 協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内			
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	(1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 【救護班】 使用した衛生材料等の実費 【助産婦】 慣行料金の80/100以内の額				分べんした日から7日以内			

救助の種類	対象	費用の範囲・限度額	期間	備考
被災者の救出	1. 現に生命又は身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費 当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ、居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 下記以外 655,000円以内 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷 318,000円以内	災害発生の日から3か月以内（特定災害対策本部、非常災害対策本部、緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）	現物をもって行う。
生業に必要な資金	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は視座を購入するための費用 生業費 1件当たり 30,000円以内 就職支度費 1件当たり 15,000円以内	災害発生の日から1か月以内	1. 生業の見込みが確実な具体的事業計画あり、償還能力のあるものに対して支給する。 2. 貸与期間：2年以内 3. 利子：無利子
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部その他これらに相当するものの生徒	(1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品 1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から教科書 1か月以内 文房具及び通学用品 15日以内	現物をもって行う。
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。	(1) 棺（附属品を含む。） (2) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） (3) 骨つぼ及び骨箱 1体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の捜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費 当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	

(4) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対象	費用の範囲・限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。	(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 死体の洗浄、縫合、消毒 1体当たり 3,500円以内 一時保存 } 既存建物借上費 } 通常の実費 } 既存建物以外 } 1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は当該地域の通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班によつて行う。 2. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等 1世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上賃		(1) 被災者（法第4条第2項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 災害にかかつた者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分 当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	【日当】 1人1日当たり 医師、歯科医師 23,500円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、及び歯科衛生士 16,200円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,000円以内 救急救命士 14,100円以内 土木技術、建築技術者 15,700円以内 大工 28,900円以内 左官 26,700円以内 とび職 28,200円以内	救助の実施が認められる期間以内	

(4) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対象	費用の範囲・限度額	期間	備考
		【超過勤務手当】 上記に掲げる者のそれぞれの日当額の 21 日分を給料月額と、その者の 1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分とみなして職員の給与に関する条例第 16 条の規定により算出した勤務 1 時間当たりの給与額に基づき、同条例第 13 条の規定により算出した超過勤務手当の額に相当する額 【旅費】 福島県旅費条例の知事等以外の職務にある者が同条例の規定により支給を受ける旅費額に相当する額		
	災害救助法施行令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料としてその 100 分の 3 に相当する額を加算した額		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

矢吹町地域防災計画

平成19年 3月 策定

令和 5年 3月 修正

編集 矢吹町防災会議
